

鹿屋女子高等学校生徒用タブレット型端末の端末保証加入に係る保護者負担  
に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿屋市が保有する生徒用タブレット型端末の端末保証への加入に係る費用について、生徒の保護者から徴収する額及び当該徴収に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 端末保証 鹿屋市が生徒に貸与するタブレット型端末について、破損、故障、盗難等に係る補償を行うための保険その他の保証制度をいう。
- (2) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及び保護者に準ずる者として市長が認める者をいう。
- (3) 保護者負担額 第1号に定める端末保証への加入に係る費用をいう。

(保護者負担額の対象者)

第3条 保護者負担額の対象となる保護者は、保護者負担額を負担することに同意した者であって、かつ、毎年度5月1日時点（以下「基準日」という。）で鹿屋市立鹿屋女子高等学校に在籍する生徒の保護者とする。

(保護者負担額)

第4条 保護者負担額は、生徒1人につき、1年度当たり6,000円とし、学校以外での充電及びインターネット通信等に係る費用、周辺機器の購入費その他日常的又は個別に発生する費用は、保護者が負担とする。

- 2 基準日以降に中途退学、休学その他の事由により当該年度の在籍状況に変動が生じた場合であっても、保護者負担額の返還は行わない。

(保護者負担額の徴収等)

第5条 学校長は、保護者から保護者負担額を徴収し、当該年度末までに学年ごとに市に納入するものとする。

- 2 保護者負担額の徴収について、学校長から徴収を命ぜられた職員は、その職務の執行については鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）第3条に規定する収納取扱員とみなす。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定は、令和8年度以降に入学した生徒の保護者に適用するものとする。